

令和7年 第1回 川口市教育委員会定例会

日 時 令和7年1月23日(木)
午後4時00分
場 所 川口市教育委員会室

日 程

1 開 会

2 点 呼

3 前回会議録の承認

- (1) 第22回川口市教育委員会定例会会議録

4 教育長報告

- | | | |
|------------------------------------|---|---------|
| (1) 川口市地域学校協働活動推進員の解嘱について | — | 1 |
| (2) 令和6年度川口市優秀教職員表彰被表彰者について | — | 2 |
| (3) 令和7年度市立幼稚園園児数について | — | 3 |
| (4) 卒業(園)式及び入学(園)式について | — | 4 |
| (5) 川口市立学校におけるいじめ問題の現状について | — | 当日1 (秘) |
| (6) 令和7年度地域クラブ活動推進モデル事業の協力団体募集について | — | 5 |
| (7) 川口市部活動方針の改定について | — | 6 |
| (8) 令和6年度全国健康づくり推進学校表彰について | — | 18 |

5 協議事項

- | | | |
|-----------------------|---|---------|
| (1) 3月市議会案件について | — | 当日2 (秘) |
| (2) 卒業(園)式における告辞等について | — | 当日3 (秘) |

6 議 事

- | | | |
|---------------------------------|---|----|
| 議案第1号 川口市地域学校協働活動推進員を委嘱することについて | — | 20 |
| 議案第2号 川口市立高等学校通則の一部を改正する規則について | — | 21 |

7 その他

- | | | |
|-----------------------------------|---|----|
| (1) 令和7年川口市はたちの集い結果報告について | — | 28 |
| (2) 不登校児童生徒支援事業オープンスクール「リガール」について | — | 29 |

8 閉 会

教育長報告（1）

川口市地域学校協働活動推進員の解嘱について

学校名	氏名	委嘱年月日	主な役職	解嘱年月日
幸並中学校	富高 大輔	令和6年7月8日	P T A副会長	令和6年8月5日

教育長報告（２）

令和６年度川口市優秀教職員表彰被表彰者について

れんたつの部（５０歳以上の部）

番号	氏名	性別	経験年数	職名	学校名	推薦の概要
	該当者なし					

中堅の部（５０歳未満の部 中堅教諭等資質向上研修修了以後）

番号	氏名	性別	経験年数	職名	学校名	推薦の概要
1	青田 由香	女	19	教諭	神根東小	特別支援教育
2	柘上 彩香	女	15	教諭	芝東中	学習指導（数学、他）
3	風間 正弘	男	14	教諭	新郷東小	学校運営、学習指導（算数）
4	佐藤 杏耶	男	13	教諭	青木中央小	教科指導（特別の教科道徳）
5	横田 純一	男	11	教諭	西中	学校運営、学習指導（国語）

はつらつの部（５０歳未満の部 中堅教諭等資質向上研修修了以前）

番号	氏名	性別	経験年数	職名	学校名	推薦の概要
6	須藤 斗輝	男	9	教諭	青木中央小	学習指導（体育）
7	齋藤 尋	男	8	教諭	新郷小	学習指導（総合的な学習の時間）
8	石原 直哉	男	4 (任期付含む)	教諭	市立高	学習指導（国語）

※経験年数は、令和７年３月３１日時点で計算

教育長報告（3）

令和7年度市立幼稚園園児数について

1 令和7年度

	3歳児	4歳児	5歳児	合計
舟戸幼稚園	10人	13人	19人	42人
南平幼稚園	9人	12人	16人	37人
2園合計	19人	25人	35人	79人

※入園予定園児数

2 過去の園児数（参考）

（1）令和6年度

	3歳児	4歳児	5歳児	合計
舟戸幼稚園	12人	19人	12人	43人
南平幼稚園	10人	14人	14人	38人
2園合計	22人	33人	26人	81人

※令和6年5月1日時点

（2）令和5年度

	3歳児	4歳児	5歳児	合計
舟戸幼稚園	17人	13人	18人	48人
南平幼稚園	12人	11人	19人	42人
2園合計	29人	24人	37人	90人

※令和5年5月1日時点

教育長報告（４）

卒業（園）式及び入学（園）式について

1 令和6年度川口市立学校（園）卒業（園）式

	月 日（曜）	開式時刻 （予定）	式 場
幼稚園	3月18日（火）	午前10時	自 園
小学校	3月24日（月）	午前10時	自 校
中学校	3月14日（金）	午前10時	自 校
川口市立高等学校 附属中学校	3月15日（土）	午前10時	自 校
芝西中学校陽春分校 （夜間中学）	3月13日（木）	午後 6時	自 校
川口市立高等学校（全）	3月14日（金）	午前10時	自 校
川口市立高等学校（定）	3月14日（金）	午後 6時	自 校

2 令和7年度川口市立学校（園）入学（園）式

	月 日（曜）	開式時刻 （予定）	式 場
幼稚園	4月 9日（水）	午前10時	自 園
小学校	4月 8日（火）	午前11時	自 校
中学校 （附属中含む）	4月 8日（火）	午後1時30分	自 校
芝西中学校陽春分校 （夜間中学）	4月 9日（水）	午後 6時	自 校
川口市立高等学校（全）	4月 8日（火）	午後 2時	自 校
川口市立高等学校（定）	4月 9日（水）	午後 6時	自 校

教育長報告（6）

令和7年度地域クラブ活動推進モデル事業の協力団体募集について

1 モデル事業の目的

休日の部活動の段階的な地域移行の推進に関するモデル事業を実施し、地域人材の確保や費用負担の在り方、運営団体の確保など様々な課題に総合的に取り組むため。

2 協力団体募集期間

令和7年1月14日（火）～2月14日（金）

3 実施事業の種類と実施期間

(1) 長期モデル事業

第1期【令和7年4月～令和7年8月】

第2期【令和7年9月～令和8年2月】

(2) 短期モデル事業

【令和7年9月～令和8年2月】

4 団体枠と補助金額

(1) 長期モデル事業： 5団体程度（13万円）

(2) 短期モデル事業： 10団体程度（7万円）

計135万円

5 実施条件

(1) 実施日時

指導は、原則として土・日曜日の9時から17時までの間に、1回あたり3時間程度実施するものとする。

(2) 実施場所

指導は原則として川口市内の施設を使用するものとする。

6 応募資格

(1) 本事業を円滑に実施することができる総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、プロスポーツチーム、スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、大学若しくは企業などの法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）

(2) 法人格を有さないが、次に掲げる要件の全てを満たす団体

ア 組織の運営方法などを定めた定款・会則等を有すること。

イ 予算、決算を的確に行っていること。

ウ 活動内容や会計処理に関する情報が公開されていること。

(3) スポーツ及び文化芸術活動に精通している個人（有資格者、有段者等）

教育長報告（7）

川口市部活動方針の改定について

1 改定の趣旨

国は、中学校の休日の部活動を段階的に地域クラブ活動に移行する考え方を示し、令和4年12月「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、それを受け、県は令和6年3月に「埼玉県の学校部活動の在り方に関する方針」を改定した。

県の改定を受け、国・県の方針に準じて本市の方針の改定をするものである。

2 主な改定内容

市の改定案を元に、中学校校長会からの意見を加味し、主に以下の点を追記。

- (1) 部活動への任意加入（強制加入としないこと）
- (2) 平日活動の勤務時間内実施（教員の勤務時間内に活動すること）
- (3) 中学校における朝練習の原則禁止
- (4) 部活動以外の多様な活動機会確保への配慮
- (5) 部活動の地域連携
- (6) 学校職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職・兼業
- (7) 合理的でかつ効率的・効果的な指導

3 今後の流れ

市内各中学校は、改定された本市の方針を踏まえて、令和7年度の各学校の方針を作成し、生徒・保護者等へ公表する。

川口市部活動方針（案）

令和7年1月改定

川口市教育委員会

目 次

川口市部活動方針の改定の趣旨等

- 1 学校教育における部活動の位置づけ . . . P 1
- 2 運営のための体制整備 . . . P 1～2
 - (1) 部活動方針の策定と公表
 - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 3 部活動への入部 . . . P 3
- 4 休養日・活動時間等の設定 . . . P 3
- 5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備 . . . P 4
- 6 部活動の地域連携 . . . P 5
- 7 学校職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職・兼業について . . . P 5
- 8 指導の在り方 . . . P 6～8
 - (1) 体罰等の防止
 - (2) 合理的でかつ効率的・効果的な指導
 - (3) 安全指導の徹底

川口市部活動方針の改定の趣旨等

(1) 部活動の意義と課題

- 学校部活動（以下「部活動」という。）は、スポーツ、文化芸術活動に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部の責任者（以下「部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより本市のスポーツ、文化芸術及び科学等の振興の一端を担ってきた。
- また、生徒がスポーツ・文化芸術等に親しむだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- 一方、今後少子化の中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するためには、学校と地域との連携・協働により、部活動の在り方に関し改革に取り組み、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

(2) これまでの取組

- これまで市教育委員会（以下、「市」という。）では、平成30年にスポーツ庁及び文化庁（以下、「国」という。）が示した「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、平成30年7月に埼玉県教育委員会（以下、「県」という。）が示した「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、「川口市部活動方針」（平成31年1月）を策定し、適切な部活動の実施に取り組んできた。

(3) 国からの要請と今後の方向性

- そのような中、国は、中学校の休日の部活動を段階的に地域クラブ活動に移行する考え方を示し、令和4年12月「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、それを受け、県は令和6年3月に「埼玉県の学校部活動の在り方に関する方針」を改定した。
- 今後、中学校の休日の部活動を地域クラブ活動に移行していくに当たっては、部活動についても、参加が任意であることを前提とし、多様なニーズを踏まえ適切に実施することが一層重要となる。

(4) 市の方針

- そこで、市では、県の方針の「1 適切な運営のための体制整備（1）学校部活動の方針の策定」に基づき、市の方針を改定する。
- 市の方針においても、義務教育である中学校段階の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ、文化芸術活動の環境を構築するという観点に立ち、部活動が、学習指導要領の趣旨を踏まえ、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
- 市の方針の基本的な考え方は、学校の種類に関わらず該当するものであることから、高等学校段階の部活動についても、市の方針を原則として適用し、着実に改革に取り組む。その際、高等学校では、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

1 学校教育における部活動の位置づけ

学校教育における部活動の位置づけについては、中学校学習指導要領総則において以下のように明記されている。

○中学校学習指導要領（平成29年3月告示）

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 運営のための体制整備

(1) 部活動方針の策定と公表

- ①校長は、「川口市部活動方針」に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、学校ホームページへの掲載等により公表する。
- ②各部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール等の日程等）について作成し、校長に提出する。
- ③各部活動顧問は、毎月の活動計画及び活動内容（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール等の参加日程等）を策定し、校長に提出するとともに、生徒及び保護者に公表する。
- ④校長は、部活動顧問が作成した毎月の活動計画及び活動内容について、休養日、活動時間等が適切に設定されているかを確認し、必要に応じて指導する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ①校長は、教員だけでなく、部活動指導員や外部指導者等の適切な指導者を確保し、生徒や教員の数、学校教育法施行規則に規定されている部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部活動及び文化部活動運動部・文化部を設置する。
 - ②校長は、教員を部活動顧問に決定する際は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
 - ③校長は、毎月の活動計画及び活動実績等の確認により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。
 - ④市は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員等を積極的に任用し、学校に配置する。また、教員ではなく部活動指導員が顧問となり、指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。
 - ⑤市は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、以下の内容等に関する研修を行う。
 - ア 学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、部活動顧問との連携、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと。
 - イ 体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務等（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること。
 - ⑥市及び校長は、教員の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）」に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- (4) 教育委員会は、部活動を充実・活性化させるとともに、教員の負担軽減を図るために、部活動指導員等を活用できるよう支援する。—
- (5) 教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険に加入することや、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ、文化及び科学等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校等との連携を推進する。—

3 部活動への入部

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることから、**入部については任意とする。**

4 休養日・活動時間等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう配慮し、以下を基準とする。

(1) 休養日の設定について

- ①学期中は、週当たり2日以上~~の~~休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ②長期休業日中の休養日の設定は、学期中の休養日の設定に準じる。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、学校閉庁日(8月12日から16日まで)及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は、原則休養期間とする。
- ③部活動の特性や学校の実態により、年間を見通した長期的な視点で休養日を設定する必要がある場合は、①の休養日数と同数以上になるように設定する。

(2) 活動時間について

- ①平日の活動について、教員の勤務時間内に実施することを基本とする。
現在、平日の勤務時間外に活動を行っている場合には、各学校の実態に応じて、計画的な見直しを図る。
- ②学期中における1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度、休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ③長期休業中の活動時間は、学期中における休業日の扱いに準じる。

(3) 朝練習について

中学校においては、原則朝練習を行わないこととする。

- (4) 高等学校においては、学校経営方針に基づき、生徒の発達段階を踏まえ、原則として(1)及び(2)に準じて休養日等を設定する。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

(1) 部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることから、入部については任意とする。校長は、生徒の意思に反して、部活動に強制的に加入させることがないようにし、するとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動の機会が確保を経験されるよう配慮する。

(2) 校長は、学校の指導体制等において、技能等の向上や大会等で好成績を収めることを目指す活動のみならず、性別や障害の有無を問わず、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行えるなど多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

(例 運動部活動)

- ①複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動
- ②競技志向でなく、レクリエーション志向で行う活動
- ③体力づくりを目的とした活動
- ④生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動

(例 文化部活動)

- ①体験教室などの活動
- ②レクリエーション的な活動
- ③障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアートの活動
- ④生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動

(3) 市及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者等が配置できず、指導を望む教員もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、合同部活動等の取組を推進する。

(4) 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題設定や挑戦することを大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くする等の工夫や配慮をする。

6 部活動の地域連携

- (1) 市及び校長は、部活動における地域連携の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設けることも考えられる。
- (2) 市及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。
- (3) 市及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の部活動については、休日の練習を共同で実施するなど段階的に地域連携・地域移行を進める。
休日に限らず、平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する機会を増やす。
- (4) 市及び校長は、部活動だけでなく、地域で実施されている既存のスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

7 学校職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職・兼業について

部活動の地域移行等に伴い、学校職員が地域クラブ活動に従事する場合については、令和6年9月24日付 教県第866号「学校職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職・兼業の取扱いについて(通知)」(埼玉県教育委員会教育長)に基づき、取扱うこととする。

なお、上記通知に記載されている「兼職・兼業を承認又は許可できない場合」に該当する項目は、以下の通りである。

- (1) 職責遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (2) 職員の勤務する学校及びその関係者と密接な利害関係があり、職務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 対象となる職員の心身の健康を確保するため、①学校における「時間外在校等時間」と②地域団体における「労働時間」の合計が、単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれる場合(なお、運用にあたっては、職員の心身の健康の確保のために、目安として「時間外在校等時間」と地域団体における「労働時間」の通算が月45時間以内となることが望ましいこととする。)
- (4) 地域団体の事業の実施方法や報酬の多寡等の態様が社会通念上妥当でないと判断される場合
- (5) 条件付採用期間中の職員
- (6) その他職員として妥当でないと認められる場合

8 指導の在り方

校長、部顧問、部活動指導員及び外部指導者等は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

特に、運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に策定した「運動部活動での指導のガイドライン」を参照し指導を行う。市は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

（1）体罰等の防止

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与えるものである。また、直接受けた生徒だけではなく、その場で目撃した生徒の後々の人生にまで、肉体的・精神的に悪影響を及ぼすことになる。

部活動の指導においても、部顧問、部活動指導員等による以下<例>のような発言や行為は体罰等として許されないものである。先輩、後輩等の生徒間でも同様に許されないものであり、暴力行為やいじめの発生を防止することが必要である。

<例>

(ア) 殴る、蹴る等。

(イ) 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

- ・長時間の正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- ・熱中症の発症が予見され得る状況下で、給水、休憩等の配慮をすることなく活動させる。
- ・武道等において、相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続けたりする。
- ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。

(ウ) パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

(エ) セクシャルハラスメントと判断される行為や発言を行う。

- ・指導に当たり、必要性や適切さを超えて身体接触を行う。
- ・身体や容姿に関わること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）発言を行う。

(オ) 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な指導

- ①運動部活動の部顧問、部活動指導員及び外部指導者等は、スポーツ医・科学の見地からトレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、競技種目や各分野の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ②文化部活動の部顧問、部活動指導員及び外部指導者等は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切にとることが必要であること、また、過度な練習が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、各分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ③部顧問、部活動指導員及び外部指導者等は、生徒のスポーツ・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- ④成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、生徒の休養等を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(3) 安全指導の徹底

①事故防止の徹底及び発生時の対応

部活動は学校教育活動の一環として位置づけられており、参加する生徒の生命身体の安全を期すため、万全の措置をとるべき義務を負っている。そのため、部顧問は、外部環境や生徒の能力等を勘案し、発生する可能性のある危険を予見し、回避すべく適切な予防措置をとらなければならない。

- ア 生徒の健康状態と能力を把握すること。
- イ 生徒の安全に配慮した適切な指導を行うこと。
- ウ 活動場所の安全点検を確実にを行い、危険因子を除去すること。
- エ 事故が起きた場合に救護等の適切な事後措置をとること。

②熱中症事故防止の徹底

- ア 高温や多湿時において、活動場所の気温が35℃、または暑さ指数(WBGT)31以上の超える場合は、原則として活動を行わないこと。また、それに満たない状況であっても、暑さ指数(WBGT)における熱中症予防運動指針を参考に、活動時間の短縮や活動中止について考慮すること。
- イ 屋内外に関わらず長時間の運動、作業の際には、活動中は、適切な水分・塩分補給を行うとともに、こまめに休憩をとること。り、水分や塩分の補給を行うこと。
- ウ 体育館や教室等の活動場所において、適切にエアコンを使用すること。ドアや窓を開放し風通しを良くするとともに、扇風機等を使用し気流の確保に努めること。
- エ 熱中症の兆候(①顔色が悪くなる、②しゃがみこんでしまう、③めまい、④頭痛、⑤吐き気)等の症状が見られる場合には、直ちに活動を中止させ、保冷剤や氷で体を冷やす、空調を効かせた教室で休養させるなど必要な措置を行い、水分を自分で摂取できない場合や症状が改善しない場合は、医療機関へ搬送する。

<参考資料>

(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」より

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 ※特に子どもの場合は中止すべき。
31~35℃	28~31	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10~20分おきに休憩をとり、水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28~31℃	25~28	警戒 (積極的に休息)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24~28℃	21~25	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

教育長報告（8）

令和6年度全国健康づくり推進学校表彰について

優良校：川口市立十二月田小学校（校長 富山 益光）

優良校：川口市立八幡木中学校（校長 岸田 健吾）

1 趣旨

生涯を通じて、よりよく健康を保持増進するためには、幼少年期からの生活習慣や環境など健康的な生活行動が大きく影響することから、学校における健康教育、健康管理は重要である。

このような観点から、学校と家庭、地域社会と連携を図り積極的に健康づくりを推進し、成果を挙げている学校を表彰し、もってその充実・普及を図るもの。

2 主催

公益財団法人 日本学校保健会

3 推薦の経緯

令和5年度埼玉県学校保健・学校安全・学校給食優良学校表彰の結果より、埼玉県教育局県立学校部保健体育課が埼玉県推薦校を決定するもの。

埼玉県推薦校決定にあたり、選考のための実地視察等を実施し、埼玉県推薦校に川口市の小学校1校、中学校1校が選出された。

4 受賞校

優良校 十二月田小学校（他 小学校28校）

優良校 八幡木中学校（他 中学校15校）

5 受賞校の特色ある取組

【十二月田小学校】

「家庭・地域とともに 児童の未来を拓く しわすだ笑楽幸」を目指す学校像に掲げ様々な実践を行っている。

●家庭や地域との連携を深め、組織的に推進する健康づくり

安全教育、保健教育を中心に、道徳教育や特別活動にも重点を置き、組織的に連携しながら、今年度の重点項目として、以下の4点を挙げて、健康づくりを推進している。

(1) 自分の命は自分で守る意識の高揚

命の安全教育、AEDの使い方を含めた救急救命講習、心の教育等

(2) いのち1の日の実施

毎月1日や長期休業明けに、月ごとに設定されたテーマに沿って、各学級で児童が身の回りの安全について考える機会を設けている。

テーマ例：校内のAEDの場所確認、熱中症について等

(3) 交通事故防止の徹底

通学班会議や一斉下校、交通安全教室等

(4) 学び舎にふさわしい環境整備

校内安全点検、環境衛生検査、健康教育に関する掲示物の充実等

【八幡木中学校】

学校教育目標を「自ら学ぶ生徒（知育）」「心豊かな生徒（徳育）」「たくましい生徒（体育）」とし、様々な実践を行っている。

（1）学校保健

「安全・安心を大切にした保健管理」と「歯と口の健康づくり」を中心とした健康教育を実施している。地域・保護者・外部人材と協働しながら生徒自身が進んで健康づくりに取り組める力をつけるようにしている。特に「歯と口の健康づくり」では、学校歯科医による歯肉炎予防の歯科保健指導や学校保健委員会のテーマにしており、組織的に推進している。

（2）学校安全

年間を通して計画的かつ組織的に安全教育に対する生徒の適切な対応能力を向上させることを念頭に置き実践している。生徒の防災への関心や意識を高めるために非常食の実食を行っている。また、SNS安全教室を行っており、生徒の自律を促し、問題の発生を未然に防ぐことを狙いとしている。

（3）学校給食

給食の時間を中心に教職員間の連携はもとより、家庭との連携が大切であると考え、食物アレルギーや宗教上の対応、学校給食を活用した食指導を行っている。また、給食を通して、「食品ロス」・「体づくり」・「丈夫な歯」を考える機会を提供している。さらに、学校ファームを活用するために各教科との連携を図る等、食に関する指導の実践を日々行っている。

議案第1号

川口市地域学校協働活動推進員を委嘱することについて

川口市地域学校協働活動推進員に次の者を委嘱するため、川口市地域学校協働活動推進員設置要綱第3条第1項の規定により議決を求める。

記

1 委嘱をする者

学校名	氏名	主な役職
幸並中学校	廣瀬 諭	P T A副会長

2 任期

令和7年1月23日から令和8年7月7日まで

令和7年1月23日提出

川口市教育委員会教育長 井上 清之

議案第2号

川口市立高等学校通則の一部を改正する規則について
このことについて別紙のとおり議決を求める。

令和7年1月23日提出

川口市教育委員会教育長 井 上 清 之

川口市立高等学校通則の一部を改正する規則

川口市立高等学校通則（昭和47年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

様式第2号 別紙のとおり

様式第3号 別紙のとおり

附 則

この規則は、令和7年2月1日から施行する。

在 学 保 証 書

年 月 日

(あて先)

川口市立高等学校長

現 住 所 _____
ふ り が な _____
生 徒 氏 名 _____
年 月 日 生 性別

上記の者（以下「生徒」という。）の在学中、下記について誓約します。

記

- 1 学則その他の諸規則の定めを守らせます。
- 2 生徒への連絡がつかない場合その他生徒に関する連絡を学校が取ると判断した場合、学校からの連絡に対応します。
- 3 生徒が休学、復学、退学、転学、転籍及び留学（以下「身上の異動」という。）に係る願い出をする際に所定の書類に連署するとともに、身上の異動を履行させます。

現 住 所 _____
電 話 番 号 _____
上記生徒との関係 _____
ふ り が な _____
保 護 者 氏 名 _____

生徒の在学中、下記について誓約します。

記

- 1 学則その他の諸規則の定めを守らせます。
- 2 生徒及び保護者への連絡がつかない場合その他生徒に関する連絡を学校が取ると判断した場合、学校からの連絡に対応します。
- 3 生徒が身上の異動に係る願い出をする際に所定の書類に連署するとともに、身上の異動を履行させます。

現 住 所 _____
電 話 番 号 _____
上記生徒との関係 _____
ふ り が な _____
保 証 人 氏 名 _____

(備考)

- 1 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。
- 2 保護者は、入学願書に記入した者とする。
- 3 保証人は、独立した生計を営む成年者であること。
- 4 保証人は、在学保証書に定める事項を遵守するものであり、民法第446条第1項の保証人ではない。

誓 約 書

年 月 日

(あて先)

川口市立高等学校長

私は、在学中、学則その他の諸規則の定めを守り、学業に励み生徒の本分に背かないことを誓います。

現 住 所 _____
ふ り が な _____
生 徒 氏 名 _____
年 月 日生 性別

上記の者（以下「生徒」という。）の在学中、下記について誓約します。

記

- 1 学則その他の諸規則の定めを守らせます。
- 2 生徒への連絡がつかない場合その他生徒に関する連絡を学校が取ると判断した場合、学校からの連絡に対応します。
- 3 生徒が休学、復学、退学、転学、転籍及び留学（以下「身上の異動」という。）に係る願い出をする際に所定の書類に連署するとともに、身上の異動を履行させます。

現 住 所 _____
電 話 番 号 _____
上記生徒との関係 _____
ふ り が な _____
保 証 人 氏 名 _____

(備考)

- 1 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。
- 2 保証人は、成年者であること。
- 3 保証人は、誓約書に定める事項を遵守するものであり、民法第446条第1項の保証人ではない。

川口市立高等学校通則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨及び内容

保証人は、生徒に学則等を守らせるとともに、学校からの緊急連絡等に対応する責務を負うことを明確化するため、在学保証書及び誓約書の様式を改めるもの。

2 施行期日

令和7年2月1日から施行するもの。

3 予算措置

不要

4 その他

(1) 根拠法令又は関係法令

民法第446条

(2) パブリック・コメント

不要

川口市立高等学校通則の一部を改正する規則案新旧対照表
 ○ 川口市立高等学校通則（昭和47年教育委員会規則第6号）

改正後	改正前
<p>様式第2号 様式第2号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">在 学 保 証 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 川口市立高等学校長</p> <p style="text-align: right;">現 住 所 _____ ふりがな _____ 生徒氏名 _____ 年 月 日生 性別 _____</p> <p>上記の者（以下「生徒」という。）の在学中、下記について誓約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学則その他の諸規則の定めを守らせます。 2 生徒への連絡がつかない場合その他生徒に関する連絡を学校が取らなければならないと判断した場合、学校からの連絡に対応します。 3 生徒が休学、復学、退学、転学、転籍及び留学（以下「身上の異動」という。）に係る願出をする際に所定の書類に連署するとともに、身上の異動を履行させます。 <p style="text-align: right;">現 住 所 _____ 電 話 番 号 _____ 上記生徒との関係 _____ ふりがな _____ 保護者氏名 _____</p> <p>生徒の在学中、下記について誓約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学則その他の諸規則の定めを守らせます。 2 生徒及び保護者への連絡がつかない場合その他生徒に関する連絡を学校が取らなければならないと判断した場合、学校からの連絡に対応します。 3 生徒が身上の異動に係る願出をする際に所定の書類に連署するとともに、身上の異動を履行させます。 <p style="text-align: right;">現 住 所 _____ 電 話 番 号 _____ 上記生徒との関係 _____ ふりがな _____ 保証人氏名 _____</p> </div> <p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。 2 保護者は、入学願書に記入した者とする。 3 保証人は、独立した生計を営む成年者であること。 4 保証人は、在学保証書に定める事項を遵守するものであり、民法第446条第1項の保証人ではない。 	<p>様式第2号 様式第2号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">在 学 保 証 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 川口市立高等学校長</p> <p style="text-align: right;">現住所 _____ ふりがな _____ 生徒氏名 _____ 年 月 日生 性別 _____</p> <p>上記の者御校在学中は、授業料はもとより学則その他の定めを守らせるとともに、本人の身上に関することは、一切引き受けます。</p> <p style="text-align: right;">現住所 _____ 上記生徒 _____ との関係 _____ ふりがな _____ 保護者氏名 _____ 現住所 _____ 上記生徒 _____ との関係 _____ ふりがな _____ 保証人氏名 _____</p> </div> <p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。 2 保護者は、入学願書に記入した者とする。 3 保証人は、独立した生計を営む成年者であること。

様式第 3 号

様式第 3 号

誓 約 書

年 月 日

(あて先)

川口市立高等学校長

私は、在学中、学則その他の諸規則の定めを守り、学業に励み生徒の本人に背かないことを誓います。

現 住 所 _____
 ぶ り が な _____
 生 徒 氏 名 _____
 年 月 日 生 性 別 _____

上記の者 (以下「生徒」という。) の在学中、下記について誓約します。

記

- 1 学則その他の諸規則の定めを守らせます。
- 2 生徒への連絡がつかない場合その他生徒に関する連絡を学校が取ると判断した場合、学校からの連絡に対応します。
- 3 生徒が休学、復学、退学、転学、転籍及び留学 (以下「身上の異動」という。) に係る願いを出す際に所定の書類に連署するとともに、身上の異動を履行させます。

現 住 所 _____
 電 話 番 号 _____
 上 記 生 徒 と の 関 係 _____
 ぶ り が な _____
 保 証 人 氏 名 _____

(備考)

- 1 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。
- 2 保証人は、成年者であること。
- 3 保証人は、誓約書に定める事項を遵守するものであり、民法第 446 条第 1 項の保証人ではない。

様式第 3 号

様式第 3 号

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 川口市立高等学校長

私は、御校に在学中は、学則その他の定めを守り、学業に励み生徒の本人に背かないことを誓います。

現 住 所 _____
 ぶ り が な _____
 生 徒 氏 名 _____

年 月 日 生 性 別

上記の者が御校に在学中は、授業料納入はもとより、学則その他の定めを守らせるとともに、本人の身上に関する一切引き受けます。

現 住 所 _____
 上 記 生 徒 _____
 と の 関 係 _____
 ぶ り が な _____
 保 証 人 氏 名 _____

備考

- 1 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。
- 2 保証人は、独立した生計を営む成年者であること。

その他（１）

令和7年川口市はたちの集い結果報告

- 1 日 時 令和7年1月13日（祝）午前9時から午後3時まで
- 2 会 場 川口市立グリーンセンター
- 3 対象者 5,864人（男 3,105人 女 2,759人）
平成16年4月2日から平成17年4月1日までに出生した市内在住の男女
- 4 記念品 手ぬぐいハンカチ

5 参加者数等

	男	女	計
対象者数	3,105人	2,759人	5,864人
参加者数	1,883人	1,694人	3,577人
参加率	60.6%	61.4%	61.0%

※参考（前年）

	男	女	計
対象者数	2,926人	2,640人	5,566人
参加者数	1,639人	1,568人	3,207人
参加率	56.0%	59.4%	57.6%

- 6 その他
救護室利用者 計 0人

その他（２）

不登校児童生徒支援事業オープンスクール「リガーレ」について

1 目的

今日の大きな教育課題である「学校に登校したくてもできない児童生徒」をもつ保護者、不登校問題に関心のある方々を対象に、不登校の実態や態様等を理解し、その対応法について考えるとともに、意見交換の場とし、不登校児童生徒の社会的自立への一助とする。また、不登校傾向の児童生徒が外出することや他者と交流することのきっかけをつくることで、児童生徒の社会的自立の一助とする。

2 日時 令和7年2月8日（土）10時～11時半

3 場所 川口市立芝西中学校陽春分校

4 対象者 川口市に在住する不登校傾向の児童生徒及び保護者
※児童生徒が参加する場合は保護者同伴

5 定員 児童生徒 40名 先着順
保護者 80名 先着順

6 内容

（１）児童生徒対象

中央図書館・科学館・郷土資料館の職員によるワークショップ

（２）保護者対象

保護者とともに不登校を考える会
講演会

埼玉学園大学大学院心理学研究科 教授 藤枝 静暁 氏

7 その他

令和8年度開校予定の学びの多様化学校に関する情報提供も行う

Ligare

【リガーレ】

(第3回 保護者と共に不登校を考える会)

令和7年2月8日(土)

【時間】 10:00~11:30 (受付 9:30 開始)

【会場】 川口市立芝西中学校陽春分校 (JR蕨駅西口より徒歩8分)

保護者等対象 (定員80名)

👉 講演会 10:00~11:20

不登校傾向のお子様との向き合い方や将来の見通しなどについてご講演いただきます

講師 **藤枝 静暁 氏**

埼玉学園大学大学院心理学研究科 教授

👉 学びの多様な学校に関する 情報提供 11:20~11:30

児童生徒対象 (定員40名)

👉 ワークショップ 10:00~11:30

① **レジン工作にチャレンジ** (科学館)
プラスチックの不思議を学ぼう!

② **ベーゴマで遊ぼう** (郷土資料館)
ベーゴマがだれでも回せるようになります!

③ **移動図書館&しおり作り** (中央図書館)
本に触れてゆったりしよう!

おはなし会もあるよ。

—各ショップの受入れは最大15名まで—

【対象】 川口市に在住する不登校傾向の小中学校児童生徒及びその保護者

※児童生徒が参加する場合は保護者同伴とします

【申込】 右の2次元コードから専用申込フォームに回答

※先着順とし定員に達し次第締め切り

<期間> 1/9(木)8:30~1/24(金) 17:00

【持ち物】 上履き

【会場案内】



申込用



川口市マスコット
「きゅほらん」

【問合先】

川口市立教育研究所

川口市芝園町3-17

電話 048(267)8208

(受付時間 平日 9:00~17:00)

担当 安島・中嶋・高見・原畠